

農地法4・5条届出の添付書類等一覧

令和6年1月1日現在

書類名	必要部数		備考
	4条	5条	
1 届出書	2	3	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合は代表者の肩書・氏名の記名も必要です。 捨印の押印をお願いいたします。
2 住民票 (登記事項全部証明書)	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 5条届出の場合は譲受人の住民票が必要です。また、法人の場合は登記事項全部証明書になります。(原本提出) ※使用貸借を除く 土地全部事項証明書の甲区の欄の現所有者の住所及び氏名が4条届出人又は5条届出譲渡人の住所及び氏名と不一致の場合は住民票(住所氏名の異動履歴が分かるもの)が必要です。法人の場合は、登記事項全部証明が必要です。(原本提出)
3 土地全部事項証明書	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 原本の提出をお願いします。
4 案内図	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図等の写しを提出してください。(届出地がどこかを分かるようにしてください。)
5 公図の写し	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業(美南駅東口)の区域内を除きます。 該当箇所について、赤線で囲ってください。(原本提出)
6 仮換地証明書もしくは 仮換地通知書の写し	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業(美南駅東口)の区域内の場合は必要です。(仮換地証明書は原本提出をお願いします。)
7 委任状	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が届出書を提出する場合は、譲受人、譲渡人の委任状が必要です。(共有者がいる場合は、譲渡人と譲受人両方の共有者の委任状も必要です。) 譲受人が届出書を提出する場合は、譲渡人の委任状が必要です。(譲受人・譲渡人の共有者も必要。)
8 その他			届出の内容によっては別に提出してもらうものもあります。

○申請時における確認事項

・まちづくり整備基準条例第25条第1項により、宅地開発を行う者は、農地法の届出をする前に事前協議をしなければなりません。事前協議が無い場合、4・5条受理書の発行が遅れることがあります。(詳細な内容は、都市計画課での確認をお願いします。)

※「2・3・5・6(仮換地証明書)」は発行後3ヶ月以内のものを提出をお願いします。